

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月22日

松江市長 殿

提出者



住 所 松江市東朝日町5番地1
氏 名 中国電力ネットワーク株式会社
山陰ネットワークセンター所長
所 長 新谷 昌二
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0852-32-0243

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	①中国電力ネットワーク株式会社 松江変電所 ②中国電力ネットワーク株式会社 北松江変電所 ⑤中国電力ネットワーク株式会社 旧松江制御所
事 業 場 の 所 在 地	①松江市八雲町東岩坂3628-1 ②松江市朝酌町字別所559 ⑤松江市八雲町東岩坂 3628 番地1
計 画 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事 業 の 種 類	電気業
②事 業 の 脂 本 金	資本金200億円
③従 業 員 数	324人(令和5年4月1日現在山陰ネットワークセンター在籍)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>【廃P C B等】</p> <p>変電所工事等 → 廃P C B等廃棄物発生 → 収集運搬業者に委託して収集運搬 → 処分業者と委託して焼却処分</p> <p>【引火性廃油】</p> <p>産業廃棄物発生→収集・運搬(委託)→処分(委託)</p>

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙1のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃P C B等	引火性廃油
	排 出 量	96.3 t	0.005 t
(これまでに実施した取組)			
・2022年度に当該変電所で使用していた微量P C B含有変圧器の絶縁油を処分したこと、同年度に当該変電所にて保管していた微量P C B汚染廃電気機器等の廃棄物を処分したことにより、50tを超過した。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃P C B等	引火性廃油
	排 出 量	0.0 t	0.0 t
(今後実施する予定の取組)			
現時点で、新たに微量P C B廃棄物を処分する予定はない。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・保管なし
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・計画なし

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（2022年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0. 0 t	t
(これまでに実施した取組)			
現在、実施していない。			
【目標】			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0. 0 t	t
(今後実施する予定の取組)			
今後も実施する計画はない。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（2022年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0. 0 t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0. 0 t	t
(これまでに実施した取組)			
現在、実施していない。			
【目標】			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0. 0 t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0. 0 t	t
(今後実施する予定の取組)			
今後も実施する計画はない。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	—		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0.0t		t
	(これまでに実施した取組)			
現在、実施していない。				
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	—		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0.0t		t
(今後実施する予定の取組)				
今後も実施する計画はない。				

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】		
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃P C B等	引火性廃油	
	全処理委託量	96.3t	0.005t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	96.3t	0.005t	
	再生利用業者への 処理委託量	0.0t	0.0t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.0t	0.0t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.0t	0.0t	
(これまでに実施した取組)				
・特別管理産業廃棄物を収集・運搬、処分委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。				

		【目標】	
		特別管理産業廃棄物の種類 廃P C B等	引火性廃油
②計画	全処理委託量	0. 0 t	0. 0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0. 0 t	0. 0 t
	再生利用業者への 処理委託量	0. 0 t	0. 0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0. 0 t	0. 0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0. 0 t	0. 0 t
(今後実施する予定の取組)			
・令和5年度実施する計画はない。			
		【前年度（2022年度）実績】	
電子情報処理組織の使用 に関する事項		特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	0. 005 t
(今後実施する予定の取組)			
・なし			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

山陰統括ネットワークセンター 環境管理体制

役割*	事業所	役職	備考
環境管理統括		山陰統括 NWC 所長	
環境 管理 推進 者	山陰NWC	副所長（配電）	
	" 母衣町事務所	副所長（送変電）	
	鳥取NWC	副所長（配電）	
	倉吉NWC	副所長	
	米子NWC	副所長（配電）	
	隠岐NWC	所長	
	出雲NWC	副所長	
	浜田NWC	副所長（送変電）	
	益田NWC	副所長（配電）	
	" 幸町事務所	副所長（送変電）	
環境管理推進事務局	山陰NWC 総務課	(地域・環境担当)	

* NWC …ネットワークセンター

*山陰NWC所長は、自所の環境管理を統括する。

*環境管理推進者は、山陰NWC所長を補佐する。

*ネットワークセンターの環境管理を推進するため、環境管理推進事務局おく。